

令和2年3月12日

各 位

## 新型コロナウイルスへの対応に関するご相談について

グロース法律事務所  
(大阪弁護士会所属)  
弁護士 谷 川 安 徳  
弁護士 徳 田 聖 也  
TEL 06-4708-6202  
FAX 06-4708-6203

拝啓

平素より当事務所に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な業種の事業活動に影響が生じ、あらゆる分野での緊急の対応が求められております。当事務所でも新型コロナウイルス感染に関するご相談をお受けしておりますが、取り急ぎ顧問先様はじめ関係各位には新型コロナウイルス対応に関する情報提供をさせていただきます。

既にご承知の情報もあるかと存じますが、ご参考いただければ幸いです。

### 1 関係省庁からの情報提供について

#### (1) 労務分野等に関する情報

労使間の労働問題については、従業員の休業、その間の給与支払いの要否、テレワークや時差通勤等労務分野に関する情報について、厚生労働省がホームページにおいて、「新型コロナウイルスに関するQ&A」を公表し、随時更新しています。原則的な説明事項として参考となりますので、ご参照下さい。今後も随時更新がされると思いますが、以

下のような Q&A の掲載があります。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する Q&A
- ・よくあるお問い合わせをまとめました (FAQ)
- ・一般の方向け Q&A
- ・医療機関・検査機関向け Q&A
- ・企業（労務）の方向け Q&A
- ・労働者の方向け Q&A
- ・関連業種の方向け Q&A
- ・発生状況や行政の対策に関する Q&A

また、助成金については、今般の新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みが設けられる予定です。

他にも、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）について、特例的なコースを新たに設け、申請受付が開始されています。

## (2) 資金繰り支援に関する情報

新型コロナウイルスに係る中小企業への対策として、緊急の資金繰り支援措置がとられ、経済産業省の特設ホームページで随時情報が更新されています（「経済産業省の支援策」で検索下さい）。

また、日々情報も更新されることから、仮に緊急の資金繰りが必要となった場合は、取引先金融機関、日本政策金融公庫、信用保証協会、商工会議所、各自治体の相談窓口にご連絡のうえ、保証・融資対象となる業種か、数値要件を満たすか等々をご確認、ご相談いただくことがいくこと適切と考えます（当事務所にも遠慮無くご相談下さい）。

現在、発表されている資金繰り支援内容は、全て掲載することは出来ませんが、概要以下のとおりとなっています。

**【信用保証協会】**

- ・セーフティネット保証 4 号（業種限定無、数値要件有）
- ・セーフティネット保証 5 号（業種限定有・対象拡大中、数値要件有）

**【日本政策金融公庫】**

- ・セーフティネット貸付（業種限定無、数値要件有だが比較的緩やか）
- ・衛生環境激変特別貸付（業種限定有）

**【各自治体独自の貸付制度】**

- ・各自治体の相談窓口にご確認下さい。

## 2 当事務所の支援体制等について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、労務関係、取引先との契約関係等々に多くの緊急対応が求められる状況となっています。

特に、以下の点について、ご相談に対応している状況ですのご案内致します。

(1) 労務関係

- ・労働者の休業等への対応
- ・テレワーク導入にあたっての対応

(2) 取引先関係

- ・契約上の義務の不履行問題（イベントその他契約のキャンセル対応、納品の遅れ、納品不能等の相談、不可抗力に関する契約書相談）
- ・下請取引に関する相談

(3) 事業再生等関係

(4) 株主総会関係（開催日程の変更、実施方法等）

このような緊急事態に一番必要なことは、正確な情報把握です。当事務所では、企業が取るべき新型コロナウイルスへの緊急対応に関する各種情報を随時収集し、ご相談体制を整えるよう努めています。

当事務所ホームページでも、法務分野に関する情報を随時掲載していきますので、ご参考にいただければと存じます。

また、ご紹介先様も含めまして、遠慮無くご相談いただければと存じます。

以上簡単ではございますが、緊急のご案内とさせていただきます。

敬具